

## 条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第一号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五億円」を「八億円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。